

令和4年度12月 第9回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年12月27日(火) 午前10時00分 ~ 午前10時20分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	玉谷 尚登	欠席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	欠席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
局長	今枝 勲男	書記	井上 清彦
書記	堀田 裕樹		伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第28号 農地利用計画変更申出について
日程第6	議案第29号 現況証明願について
日程第7	報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は8人です。

定足数に達していますので、令和4年度12月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

6番笹野明美委員及び7番近藤美奈子委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第26号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は1～5ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂鎌蓋、宮前地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、2番について説明いたします。

参考資料は6～7ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町安松五丁目地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、12月23日に近藤吉美委員と足立委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 議案第 26 号につきましては、近藤吉美委員と足立委員にて現地確認を行ってききましたが、代表して、近藤吉美委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第 26 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第 26 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 26 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 26 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第 27 号について説明いたします。
1 番につきまして説明いたします。
参考資料は 8～10 ページです。
譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は木折南新規地内の田・畑で、一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。
生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。
一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で 10ha 未満であるもので、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。
続きまして、2 番について説明いたします。
参考資料は 11～13 ページです。
譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島高畑地内の畑で、駐車場への転用で所有権移転となっております。
譲受人は申請地から東に一筆挟んだところに居住しております。

現在の居住敷地には駐車場が無く、約110m離れた実家に駐車スペースを間借りしており不便なため、住居に近い申請地に駐車場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から300m以内の農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、3番について説明いたします。

参考資料は14～16ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は中橋五反地地内の田で、駐車場及び園庭への転用で所有権移転となっております。

譲受人は申請地南隣接地で児童発達支援センターを営んでいます。

利用者の増加に対応するため、職員が増加したことにより、現在賃借している道路を挟んだ職員駐車場では数が不足しております。よって、既存施設と一体で利用できる園庭と職員駐車場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から300m以内の農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、4番について説明いたします。

参考資料は17～19ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は富塚向地内の田で、一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、12月26日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、12月23日には近藤委員と足立委員と現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 近藤委員と足立委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第27号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第27号に

ついて、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 27 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 27 号は承認されました。

議 長 日程第 5 議案第 28 号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第 28 号について説明いたします。
1 番につきまして説明いたします。
参考資料は 20～22 ページです。
申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町川部八反田地内の田です。
申出者はあま市に本店を置き、申請地の南側隣地で金型製作事業を営んでおります。現在の敷地面積では駐車場及び資材置場のスペースが不足していたところ、当該土地の借受、譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。
なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。
また、本件東側隣接水路を国庫補助を活用した土地改良事業にて改修を行い、令和 3 年度に事業完了しております。事業完了後 8 年間は、受益地を原則除外できないとなっておりますが、既存施設の敷地拡張という事もあり、七宝町川部地区の農業の振興に関する計画を策定し、除外を行うものです。
こちらにつきましては、12 月 26 日に海部農林水産事務所と現地調査させていただいております。また、12 月 23 日には近藤委員と足立委員と現地調査をさせていただいております。
どうぞよろしく願いいたします。

議 長 近藤委員と足立委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第 28 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 　　ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第 28 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 　　ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 28 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 　　全員挙手です。よって、議案第 28 号は承認されました。

議 長 　　日程第 6 議案第 29 号「現況証明願について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 　　(説 明)
議案第 29 号について説明いたします。
1 番につきまして説明いたします。
参考資料は 23～25 ページです。
申出者は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町沖之島北屋敷地内の畑で、20 年以上前から宅地として使用しているため証明が見込めます。
なお、提出された書類には登記事項証明書があり、昭和 33 年より農地以外で使用していたことが確認できております。
どうぞよろしく願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありました、議案第 29 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 　　ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 29 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 　　全員挙手です。よって、議案第 29 号は承認されました。

議 長 　　日程第 7 報告第 26 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 27 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 28 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」、を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さ
までした。

次回の農業委員会でございますが、1月31日(火)午前10時からの予定
です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年1月10日

議 長 三輪 光雄

署名委員 笹野 明美

署名委員 近藤 美奈子